

議案第 54 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和 50 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市の備える」に改める。

第 7 条第 1 号中「若しくは名」を「、名若しくは旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」に、「氏及び名」を「氏名若しくは旧氏」に、「組み合せた」を「組み合わせた」に改め、同条第 2 号中「組み合せた」を「組み合わせた」に、「住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)」を「令」に、「第 30 条の 26 第 1 項」を「第 30 条の 16 第 1 項」に改め、同条第 3 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 8 条第 1 項第 3 号中「外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名標記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 8 条第 2 項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。))」を削る。

第 13 条第 5 号中「一部(」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては旧氏、」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 54 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧氏の印鑑を使用した印鑑登録及び旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。